

別表一（二）

「24」欄又は「28」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

御注意

21 「法人税額の計算」の各欄は、次に記載することになりますので、御注意ください。

① 協同組合等については、次の28から30までの各欄に記載します。

② 期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上の協同組合等にあつては、「24」から「30」までの各欄に記載します。

③ 店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上

平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	※	青色申告	一連番号
納税地	電話() -	事業種目	期末現在の 出資金の額	円	〇	〇	税務署	整理番号	
法人名		経理責任者 自署押印	旧納税地及び 旧法人名等		〇	〇	理	事業年度 (至)	
代表者 自署押印		旧納税地及び 旧法人名等	添付書類	貸借対照表、損益計算書、損益金処分 表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、 組織再編成に係る移転資産等の明細書	〇	〇	理	売上金額	
代表者 住所		添付書類	貸借対照表、損益計算書、損益金処分 表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、 組織再編成に係る移転資産等の明細書	〇	〇	〇	理	申告年月日	
								申告区分	
								通信用日付印	
								確認印	
								省略	
								年 月 日	
								年 月 日	

平成 年 月 日

事業年度分の

申告書

翌年以降
送付要否

平成 年 月 日

税理士法第30条
の書面提出有

所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	1	十 億	千	円	この	所得税額等の還付金額	12	十 億	百万	千	円
法人税額 (34)又は(37)	2										
法人税額の特別控除額 (別表三(二)「24」) + 別表三(三)「25」 + 別表三(三)「20」	3										
差引法人税額 (2) - (3)	4										
リース特別控除戻税額 (別表六(二十五)「31」)	5										
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」) + 別表三(三)「25」 + 別表三(三)「20」	6										
同上に対する税額 (38) + (39) + (40)	7										
法人税額計 (4) + (5) + (7)	8										
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	9										
控除税額 (8) - (9) + (43)のうち少ない金額	10										
差引の申告により納付すべき法人税額 (8) - (9) + (10)	11										
特別税率の適用がある場合 (1)のうち年800万円 相当額以下の金額 800万円×⅓	24										
(1)のうち(24)を超え年 10億円相当額以下の金額 99,200万円×⅓	25										
(1)のうち年10億円 相当額を超える金額 (1) - 10億円×⅓	26										
所得金額(1) (24) + (25) + (26)	27										
(1)の金額又は800万円×⅓ 相当額のうち少ない金額 (1) - (28)	28										
(1)のうち年10億円 相当額を超える金額 (1) - (28)	29										
所得金額(1) (28) + (29)	30										
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	38										
同上 (別表三(二)「28」)	39										
所得税の額 (別表六(一)「6」の③)	41										
外国税額 (別表六(二)「16」)	42										
計 (41) + (42)	43										
控除した金額 (10)	44										
控除しきれなかった金額 (43) - (44)	45										

「24」欄

特定の協同組合等※の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第2項」
- ② 「区分番号」欄:「00384」
- ③ 「適用額」欄:当該別表一(二)「24」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。

2 当該別表一(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。

※ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等のうち、租税特別措置法第68条
第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

「28」欄

公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等(特定の協同組合等を除く。)の法人
税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第3号」
- ② 「区分番号」欄:「00382」
- ③ 「適用額」欄:当該別表一(二)「28」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。

2 当該別表一(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載
しないでください。